

(別記1)

ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業
業務委託仕様書(案)及び企画提案要求項目

1 委託業務の名称

ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業

2 委託業務の目的

東日本大震災から13年が経過したものの、本県の浜通りを取り巻く環境は、震災前の観光客入込数として未だ6割(令和4年度)の状況と他の地域と比較して低く、根強い風評がある。

また、令和5年7月から福島第一原発のALPS処理水の海洋放出が開始され、ALPS処理水は安全性が確保されているものの、漁業者や観光事業者からは海洋放出による新たな風評や観光回復へ影響を危惧する声があがっている。このため、本事業では、この風評被害への対策として、ふくしま浜通りならではの海の魅力を高めるブルー・ツーリズムを推進し、国内外から浜通りへの観光誘客を促進し、浜通り地域の活性化に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで

4 委託業務の内容

(1) 事業全体に関すること

ア 令和5年度に磨き上げを実施した15コンテンツを軸とした事業展開を行うこと。(磨き上げを行ったコンテンツについては別紙1を参照)

イ 本事業の公式Instagramアカウント(@fukushimablue tourism)及びYouTubeチャンネル(<https://www.youtube.com/channel/UC Eu71EsvDMrXc3Gs0yr6Hvg>)を活用した事業内容とすること。

ウ 各コンテンツのオンシーズンへの実誘客を目指す内容とすること。

エ ミレニアル世代をターゲットとした事業展開を行うこと。

(2) 受入環境整備

ア OTA掲載支援セミナー

観光コンテンツのOTA掲載に向けて登録支援のためのセミナーを開催し、

事業完了時までには10コンテンツ以上の登録を目指すこと。

また、セミナー開催にあたっては、多くの参加者が参加しやすいよう開催日時や方法を検討するとともに、事業者において掲載先のOTAを複数社（登録料の有無等）選択できるような内容とすること。

なお、セミナー後についても、希望する事業者に対しては継続して支援を行うこと。

イ コンテンツ磨き上げ支援

令和5年度に磨き上げを実施した15コンテンツ（別紙1のとおり）に対して、実販売に向けた課題解決を行うこと。

また、支援開始にあたり、現状・課題・対応策・本事業における目標を事業者毎にヒアリングを行い県の下承を経た上で、対象事業者と協議して方針を決定すること。

なお、支援の進捗状況については月次ごとに報告すること。

(3) 誘客促進

ア インフルエンサー招請

浜通りにおける「海」をテーマとした観光資源を体験するインフルエンサー招請を行うこと。

インフルエンサーは8名以上招請し、招請の行程には、令和5年度本事業で支援を行った15コンテンツの体験を含むこと。

インフルエンサーにはそれぞれが得意としている訴求力の高い媒体において情報発信をしてもらうこと。

招請に係る宿泊、移動、施設入場料等については全て本事業費より捻出すること。

ツアー終了後にはインフルエンサーへアンケートを実施し、その結果については関係事業者へ情報共有すること。

インフルエンサーにおける情報発信については、本仕様書（1）へ記載する本事業公式アカウント等との連携を密にすること。

イ モニターツアー

浜通りにおける「海」をテーマとした観光資源を体験するモニターツアーを1回以上開催し、20名以上の参加者を募ること。

招請の行程には、令和5年度本事業で支援を行った15コンテンツの体験を含むこと。

ツアー終了後にはモニターツアーの参加者へアンケートを実施し、その結果については関係事業者へ情報共有すること。

ツアーに係る宿泊、移動、施設入場料等については全て本事業費より捻出すること。

(4) 情報発信

ア SNSキャンペーン

実誘客促進を目的とした、浜通りの海に関係する魅力を発信するSNSキャンペーンを実施すること。実施にあたり当事業公式 Instagram アカウントを活用し、延べ250名以上の参加者を募ること。

キャンペーン実施時には費用対効果の高い広告配信等を実施すること。

キャンペーンの効果検証について測定・分析し、その結果を報告すること。

イ 公式 Instagram の運営

ターゲット層に親和性の高いアカウント運営となるよう、アカウントの更新及び維持管理を行うこと。

浜通りの「海」をテーマとした観光資源の魅力を効果的かつ多角的に伝えるため、週1回以上の投稿を実施し、年間の投稿数は30以上とすること。

新規フォロワーの獲得を目的とした効果的なWEB広告配信を展開すること。

また、事業終了時の新規フォロワー数の獲得は1,000人を目標とすること。

Instagram フォロワーの属性及び行動分析について月次報告を行うこと。月次報告にあたり、WEB解析士等デジタルマーケティングに精通した人材と連携すること。

ウ 動画を活用した情報発信

公式 YouTube チャンネル内の動画を活用した戦略的なWEB広告配信を実施すること。WEB広告配信における目標は10万回再生数とすること。

広告を配信する際のターゲティングや時期等について甲と協議の上決定し実施すること。

エ メディアを活用した情報発信

ターゲット層に訴求できるメディア媒体を通して、2回以上情報発信を行うこと。

浜通りへの来訪のきっかけとなるような費用対効果の高い内容とすること。

(5) 調査・分析

報告書を作成し、事業効果の分析を行うこと。

分析を基に来年度事業戦略の提案を行うこと。

(6) 関連事業との連携

本事業は、浜通り全体での一体的な事業構築が必要であることから、別に表示「ホープツーリズム拡大推進事業」(※1参照)及び「ホープツーリズム拡大推進事業(キャンプ場を活用した誘客促進)」(※2参照)との連携により、事業効果の最大化を図ること。

※1 ホープツーリズム拡大推進事業

浜通り地域への来訪者の呼び込みにつなげるため、ホープツーリズムとしての学びの旅(教育旅行や企業研修)にとらわれず、一般観光の楽しみによる誘客の促進や観光推進の基盤となる観光地づくりを目的とした事業

※2 ホープツーリズム拡大推進事業(キャンプ場を活用した誘客促進)

浜通り地域には特色のあるキャンプ場が多く点在している。

そこで、浜通り地域の海・山からのロケーションやその土地ならではの食などをキャンプ場と効果的に組み合わせることにより、キャンプをフックとしたホープツーリズムの体感、さらには浜通り地域への誘客促進を図る事業。

(7) SDGsの推進

本委託業務の実施に際しては、持続可能な開発目標(SDGs)の要素を踏まえた提案を行うこと。

(8) その他

- ・企画・調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行うこと。
- ・ツアーでは様子を記録するための写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真はホームページ又はその他の広報資料等を使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ・ツアー訪問先との事前打ち合わせ及び現地確認を行い、ツアー中は参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

- ・ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

5 成果品

- (1) 業務実績報告書（事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載、持続的な取組とするための手立ての記載等）
- (2) 製作したツール等一式（動画データ、制作資料等）
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1：契約締結後速やかに）
 - ・統括責任者通知書（様式第2：契約締結後速やかに）
 - ・実施工程表（様式任意：契約締結後速やかに）
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（様式第3：事業完了後）
 - ・成果品
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必

要な範囲で訴訟上の防衛を受託者にゆだねる等の協力措置を講じるものとする。

- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 委託業務の名称
ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業

2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）

3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

様式第2（仕様書6（1）関係）

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業
- 2 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：